月形町親元就農支援事業交付金の事務手続きについて

【Ｎ年度】

１．親元就農計画書を提出（６月３０日まで）（第５条関係）

※４月からの経営所得安定対策等交付金のとりまとめ時に農業者へ周知する。

**↓**

２．親元就農計画の承認通知（第５条関係）

**↓**

　　この間に…１月１日から１２月３１日までの作業日誌を作成

農業経営に関する研修を受講（３月３１日までに受講することが見込まれる場合も可）

**↓**

３．親元就農支援事業交付金交付申請書兼請求書を提出＜１回目＞（１月３１日まで）（第６条関係）

**↓**

４．交付決定通知（第６条関係）

**↓**

５．交付金交付（３月末まで）

**↓**

　　この間に…１月１日から１２月３１日までの作業日誌を作成

農業経営に関する研修を受講（３月３１日までに受講することが見込まれる場合も可）

**↓**

【Ｎ＋１年度】

６．親元就農支援事業交付金交付申請書兼請求書を提出＜２回目＞（１月３１日まで）（第６条関係）

**↓**

７．交付決定通知（第６条関係）

**↓**

８．交付金交付（３月末まで）

**↓**

※交付期間終了日⇒Ｎ＋１年度３月末

**↓**

【Ｎ＋２年度】

９．就農状況報告（７月末及び１月末まで）（第８条関係）

**↓**

１０．家族経営協定（法人の場合はこれに準ずるもの）の締結（第７条関係）

※締結期限～交付期間終了後１年を経過するまで⇒Ｎ＋２年度３月末まで

**↓**

【Ｎ＋３年度】

１１．就農状況報告（７月末及び１月末まで）（第８条関係）

**↓**

【Ｎ＋４年度】

１２．就農状況報告（７月末及び１月末まで）（第８条関係）

　　　※交付期間終了後３年を経過するまで親元就農することが必要

⇒Ｎ＋４年度３月末まで

**↓**

１３．終了